

町内会場での申告受付

【申告の受け付け日程】

開設場所		開設日	受付時間
役場(庁舎2階会議室201)		2月1日(金) 2月4日(月)	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時
地 区	宮津公民館	2月5日(火)	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分
	宮津山田集会所	2月6日(水)	
	板山公民館	2月7日(木)	
	高根台集会所	2月8日(金)	
	白沢区民館※	2月12日(火)	
	草木公民館	2月13日(水)	
	植公民館	2月14日(木)	
	勤労福祉センター(エスペランス丸山)	2月15日(金)	
役場(庁舎2階会議室201)		2月18日(月)～ 3月15日(金)の平日	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時

※ 白沢区民館には駐車場がありません。

▽ 各日とも午前中は大変混み合うことが予想されます。時間に余裕を持ってお越しいただくか、午後の来場をご検討ください。

【町県民税の申告が必要な方】

所得税の確定申告をしない方で、1月1日現在町内在住で次のいずれかに該当する方。

1	営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得などがある方
2	医療費控除など源泉徴収票に記載のない控除を住民税で受けようとする方
3	平成30年中に収入がない方で、税法上の扶養親族になっていない方

次に該当する方は確定申告と併せて町県民税の申告が必要になります。

上場株式などの配当や譲渡所得について、所得税とは異なる課税方式を希望する方

※ 上場株式の配当所得などや上場株式などの譲渡に係る所得について、確定申告書が提出されている場合でも、納税通知書が送達される日までに町民税・県民税申告書が提出された場合には、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できます。申告者自己責任の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

【申告時に必要なもの】

申告に必要な主なものです。申告の内容によっては、下記以外の書類が必要になる場合があります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp/>)

チェック	必要なもの
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(免許証など)、役場が開設する会場で確定申告をする方は、その写し
<input type="checkbox"/>	印かん(認印可)
<input type="checkbox"/>	平成30年中の所得(収入)が分かるもの(給与や年金の源泉徴収票、事業等の収支内訳書)
<input type="checkbox"/>	国民健康保険など社会保険料の納付額明細書
<input type="checkbox"/>	医療費の明細書(平成31年分申告までは従来通り領収書でも可)
<input type="checkbox"/>	申告者本人や扶養親族の障害者手帳(障害者控除対象者認定書を含む)
<input type="checkbox"/>	ふるさと納税などの寄付金の証明書
<input type="checkbox"/>	申告者本人の口座番号が分かるもの